



JWWA-GLP114  
水道GLP認定

# 浄水水質検査結果書

No. D2024-07637

交付 2024年9月30日

阿蘇市長 佐藤 義興 様

水道法第20条第3項検査機関登録 厚生労働省第79号



株式会社 太平環境科学センター

福岡県福岡市博多区金の隈2丁目2番31号

TEL:092-504-1220



2024年9月18日に受付しました貴依頼による  
試料の検査結果は以下のとおりです。

検査項目	検査結果	基準値*	検査項目	検査結果	基準値*
採水年月日	2024年9月18日 15:45				
採水地点 又は試料名	阿蘇市上水道(小倉) 消防小屋 上水道				
件名	令和6年度阿蘇市水道水質検査業務委託				
採水者	藤本 信幸 [所属] 株式会社 太平環境科学センター				
- 水温(採水時)	25.5	℃	34 鉄及びその化合物	0.03	mg/L 未満 0.3 mg/L以下
1 一般細菌	0	CFU/mL	35 銅及びその化合物	0.01	mg/L 未満 1.0 mg/L以下
2 大腸菌	不検出		36 ナトリウム及びその化合物	8.0	mg/L 未満 200 mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	0.0003	mg/L 未満	37 マンガン及びその化合物	0.005	mg/L 未満 0.05 mg/L以下
4 水銀及びその化合物	0.00005	mg/L 未満	38 塩化物イオン	2.3	mg/L 未満 200 mg/L以下
5 セレン及びその化合物	0.001	mg/L 未満	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	37.4	mg/L 未満 300 mg/L以下
6 鉛及びその化合物	0.001	mg/L 未満	40 蒸発残留物	122	mg/L 未満 500 mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	0.002	mg/L 未満	41 陰イオン界面活性剤	0.02	mg/L 未満 0.2 mg/L以下
8 六価クロム化合物	0.002	mg/L 未満	42 ジェオスミン	0.000001	mg/L 未満 0.00001 mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	0.004	mg/L 未満	43 2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満 0.00001 mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	mg/L 未満	44 非イオン界面活性剤	0.002	mg/L 未満 0.02 mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.05	mg/L 未満	45 フェノール類	0.0005	mg/L 未満 0.005 mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	0.08	mg/L 未満	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3	mg/L 未満 3 mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	0.02	mg/L 未満	47 pH値(測定時水温)	7.6(23℃)	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	0.0002	mg/L 未満	48 味	異常でない	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	0.005	mg/L 未満	49 臭気	異常でない	異常でないこと
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.001	mg/L 未満	50 色度	1	度 未満 5 度以下
17 ジクロロメタン	0.0005	mg/L 未満	51 濁度	0.1	度 未満 2 度以下
18 テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L 未満	- 遊離残留塩素(採水時)	0.10	mg/L 未満
19 トリクロロエチレン	0.0005	mg/L 未満	- 以下余白 -		
20 ベンゼン	0.0005	mg/L 未満			
21 塩素酸	0.15	mg/L 未満			
22 クロロ酢酸	0.002	mg/L 未満			
23 クロロホルム	0.0005	mg/L 未満			
24 ジクロロ酢酸	0.002	mg/L 未満			
25 ジブロモクロロメタン	0.0005	mg/L 未満			
26 臭素酸	0.001	mg/L 未満			
27 総トリハロメタン	0.0020	mg/L 未満			
28 トリクロロ酢酸	0.002	mg/L 未満			
29 ブロモジクロロメタン	0.0005	mg/L 未満			
30 ブロモホルム	0.0015	mg/L 未満			
31 ホルムアルデヒド	0.005	mg/L 未満			
32 亜鉛及びその化合物	0.005	mg/L 未満			
33 アルミニウム及びその化合物	0.02	mg/L 未満			

判定	上記水質項目については水質基準に適合
検査期日	2024年9月18日 ~ 2024年9月26日
検査機関	株式会社 太平環境科学センター
検査責任者	松崎 裕加
備考	* 飲料水水質基準[平成十五年厚生労働省令第百一号] ・ 検査項目名称の左欄に番号が付けられた項目は、水道GLP認定対象項目です。 ・ 遊離残留塩素は、採水者による現場測定 ・ 検査方法：平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号